

報 告 書

令和6年8月8日（木）に開催された「適正な議員報酬の算定手法を考える」のセミナーを受講いたしましたので、その概要を下記のとおり報告いたします。

令和6年8月9日

名取市議会議長 長南 良彦 様

会派名 公明名取
代表 菊地 忍



記

- 1 研修期間 令和6年8月8日（木） 14：00～17：00
- 2 研修場所 オンライン受講
- 3 参加人員 1 名
〈氏名〉 菊地 忍
- 4 研修内容 別紙のとおり
- 5 所 感 別紙のとおり

適正な議員報酬の算定手法を考える

主催：(株)廣瀬行政研究所

1. 研修日程 令和6年8月8日(木) 14:00～17:00

2. 研修場所 オンライン受講

3. 研修内容

講師：廣瀬 和彦氏

1. 議員報酬

(1) 意義と性質

議員報酬の意義：議員報酬とは、議員に対する一定の役務に対する対価として与えられる反対給付をいう。なお、常勤の職員に対するものは給与で、非常勤の職員に対するものは報酬であり、議員報酬は報酬に近い考えのものである。

議員報酬の性質：原則的に、議員が職務を執行することに支給せられるもので、職務を執行しない場合には支給すべき性質のものではない。

(2) 議員報酬の法的根拠

【地方自治法第203条】

- ①普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。
- ②普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ③普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

【地方自治法第204条の2】

普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第203条の2第1項の者及び前条第1項の者に支給することができない。

(3) 議員に対し支給が可能なもの

議員報酬(地方自治法第203条1項)

期末手当(地方自治法第203条3項)

費用弁償(地方自治法第203条2項)

政務活動費(地方自治法第100条14項)

(4) 常勤職員に対する給料等の規定

【地方自治法第204条】

- ①普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、…(中略)…給料及び旅費を支給しなければならない。
- ②普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、…(中略)…又は退職手当を支給することができる。

(5) 給料・手当・給与

給料: 正規の勤務時間による職務に対する報酬をいう。

手当: 一般に給料の加給される従たる給与をいう。正規の勤務時間外の勤務に対する報酬及びその他の給料では対処できない給与。

給与: 給料+諸手当

旅費: 一般的に公務のための旅行する職員の当該旅行に要する経費をいう。

2. 特別職の報酬等についての通知

(1) 昭和39. 5. 28

特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くこと。

(2) 昭和43. 10. 17

執行部3役に対し職員と同様な手当を支給することは極めて不適切である。

特別職報酬等審議会の委員の人選について、住民の一部の層に偏することがないよう配慮すること。

審議会には報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとする。

審議会に諮問を行うに際しては、への資料提出について、①近年における消費者物価上昇率、②人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額、③過去における特別職の職員の給与改定の状況、④一般職職員の給与改定状況、⑤議会費の前5か年の一般財源構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込、⑥当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民1人当たり額と類似地方公共団体のそれとの比較、⑦議会議員の活動状況(審議日数)の資料を提出し、審議会において充分な審議が行われ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

(3) 昭和48. 12. 10

一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引き上げられることとなるような方式を採用することのないよう、厳に留意されたい。

3. 議員報酬に対する方向性

無給とすべきか生活給とすべきか

議員の身分をどのように考えるべきか

議会の権限をどのように考えるべきか

4. 議員報酬の現状

(1) 市区議会

H27～R5議員報酬推移

指定都市	H27 77.4万円	R5 79.9万円
5万未満	33.0万円	33.7万円
5～10万	38.7万円	40.2万円
10～20万	53.9万円	53.9万円
平均	45.9万円	46.4万円

H25～R5市議会議員定数・報酬状況

	議員報酬増	議員報酬変化なし	議員報酬減	計
議員定数増	0	0	0	0
議員定数変化なし	110 (13.5%)	179 (22.0%)	18 (2.2%)	307 (37.8%)
議員定数減	232 (28.6%)	252 (31.0%)	21 (2.6%)	505 (62.2%)
計	342 (42.1%)	431 (53.1%)	39 (4.8%)	812

5. 地方議会の現状

(1) 市区議会議員の専門化推移

	議員数	議員専門業者数	割合
H28	19,284	8,157	42.3%
H29	19,172	8,275	43.2%
H30	19,022	8,349	43.9%
R1	18,889	8,757	46.4%
R2	18,843	8,853	47.0%
R3	18,738	8,839	47.2%
R4	18,600	8,814	47.4%
R5	18,510	8,659	46.8%

6. 住民による報酬アンケート結果

(1) 枕崎市議会(R3. 11)

・現在の報酬額で、あなたは議員を目指そうと思いますか。(月額27万5千円)

思う:74、思わない:125、わからない:89

・「思わない」「わからない」を選ばれた方にお尋ねします。どのくらいの月額報酬なら議員を目指そうと思いますか。

20万円以下:4、20万円から25万円未満:12、25万円から27万5千円未満:8、
27万5千円から30万円未満:31、30万円から35万円未満:26、35万円から
40万円未満:17、40万円以上:21

(2) 境港市議会(H31. 4)

・現在の市議会の議員報酬は385, 200円ですが、どう思いますか。

多い:25. 3%、やや多い:25. 8%、適正:38. 4%、やや少ない:4. 5%、
少ない:1. 4%、無回答:4. 6%

(3) 明石市議会(H24)

市民アンケートの結果(議員報酬に関する回答)

・議員報酬の認知度

知っている:7. 8%、知らない:90. 4%、無回答:1. 8%

・議員報酬に対する評価

適当である:12. 0%、多い:60. 2%、少ない:1. 2%、わからない:24. 2%

7. 議員報酬への多様な取り組み

(1) 小値賀町議会

・H27. 4の小値賀町議会議員一般選挙に若手や女性議員に対する門戸を開く
ためとして50歳以下の議員報酬を月額30万円(課長級の給与と同等)とする特
例報酬条例案を可決。(その他の議員は月額18万円を維持)

・定数8名に対し9名が立候補したが50歳以下は立候補せず。

・町民に「カネ目当てで議員を目指す人が出る」との批判が強く、むしろ若手の新
人が立候補しづらくなりかねないと判断。H30. 3年齢による段階的特例報酬条
例廃止。

(2) 中川村議会

①長野県中川村議会は R4年3月31日に月額175, 000円の議員報酬に年代
に応じた生計費を保障した加算に関する条例案を可決。

②議員報酬の加算だけでなく、委員長(月額187, 000円)による役職加算にも
年代による加算を適用している。

年齢	議員報酬加算額	委員長報酬加算額
35歳から39歳	月額15,000円加算	月額5,000円加算
40歳から44歳	月額44,000円加算	月額34,000円加算
45歳から49歳	月額63,000円加算	月額53,000円加算
50歳から59歳	月額71,000円加算	月額61,000円加算

(3)生坂村議会

- ①長野県生坂村議会は R2年12月に月額180,000円の議員報酬に当選時に満55歳以下の議員報酬を300,000円とする議員報酬改正条例案を可決。
- ②H17年より H29年まで4回連続で無投票選挙となっており、特に H29年は定数8名に対し7名しか立候補せず欠員1のままとなっていた。
- ③R2年4月の選挙では20年ぶりの選挙となり9名が立候補し、55歳以下は現職1名と新人2名が立候補し当選。

8. 議員報酬の減額

(1)基本的考え方

原則：報酬及び費用弁償は普通地方公共団体が支給しなければならない義務を負うものであって、これを受ける権利は公法上の権利であるから、条例をもって報酬を支給しないことを定めたり、あらかじめこれを受ける権利を放棄することはできない。(大判大7. 12. 19)

例外：報酬は元来役務の対価としての性質をもつものであるから、議会欠席、懲罰による出席停止のようにそもそも役務の提供がない場合は、これを支給しない旨又は減額する旨を条例に規定することは問題ない。

(2)議員報酬減額状況

- ①欠席又は出席停止議員に対する議員報酬又は期末手当の減額又は支給停止の規定状況

R5年12月31日現在

人口段階別		条例で規定している	
5万人未満	300市	96市	32.0%
5～10万人未満	235市	74市	31.5%
10～20万人未満	148市	48市	32.4%
20～30万人未満	48市	21市	43.8%
30～40万人未満	30市	13市	43.3%
40～50万人未満	19市	7市	36.8%
50万人以上	15市	6市	40.0%
指定都市	20市	9市	45.0%
全市	815市	274市	33.6%

9. 正副委員長への加算(市区)

	常任 委員長	常任 副委員長	議会運営 委員長	議会運営 副委員長	特別委員会 委員長	特別委員会 副委員長
市数 割合	220 27.0%	68 8.3%	212 26.0%	65 8.0%	62 7.6%	39 4.8%
平均加 算額(万 円)	1.4	1.1	1.4	1.2	2.6	1.6

10. 議員報酬を考えるにあたっての考慮点

- ①住民の選挙によって選ばれた地方公共団体の特別職
- ②一般職の事務職員と異なり任期は4年しか保証されていないこと
- ③年金が存在しないこと
- ④退職金がないこと
- ⑤議員は対外的に職業として認識されていないこと

11. 議員報酬における論点

- ①議員報酬を生活給又は生活給に準ずる金額とすべきかどうか
- ②議員報酬の対象となる活動を一定程度積み上げることができるか
- ③議員報酬を増額することが議員のなり手不足解消となるか
- ④議員報酬と議員定数を関連付けて考える必要はあるのか
- ⑤政務活動費との関連を考える必要はないのか
- ⑥議長・副議長・委員長等の加算の必要はないのか
- ⑦住民に対して議員報酬についてどのように理解を得るべきか(客観性・透明性ある手続きに従った報酬の改正であるか)

12. 議員報酬算定の基準方式

(1) 執行部職員給与基準方式

地方公共団体における一般職最高給を勘案して議員報酬を考慮する

地方公共団体における特別職給与を勘案して議員報酬を考慮する

地方公共団体における議員定数と同数の執行部職員の給与を考慮する

※昭和44年(全国市議会議長会)課長級を最低基準とすることが適当と答申

(2) 長給与基準方式

長の給与を基準とする妥当性はあるのか

長の職務執行日数と議員の職務執行日数の対比から議員報酬を算定

議員の職務執行日数をどう算定するのか

※全議員又はサンプルとなる議員の実際の活動日数あるいは時間を積み上げて計算するのか(三重県議会積み上げ方式、千葉市議会活動時間基準表)

(3)国会議員歳費比較方式

住民の直接選挙で選ばれた議員という立場では国会議員も地方議会も同等国会における会期、本会議日数、一委員会当たりの活動日数の対比により算定
正規の議会活動以外の議員活動をどう考えるか

(4)日当算出方式

長、副市長、部課長、職員等の日当を算出し、議員の職務執行日数を勘案して算出

議員の職務執行日数をどう算出するかが鍵

地方議会で日当制を導入している矢祭町を勘案

※廿日市市議会議員報酬決定要因(議員の1か月の活動時間109.7時間、3役の活動時間168時間で時給計算)

(5)行政貢献度算定方式

行政評価を活用した算定

現状の議員報酬又は類似団体の平均議員報酬を基礎としたうえで、議会活動及び議員活動に対する評価を第三者機関に行わせる

評価を行う機関は、①行政区長、商工会議所等の住民代表者、②執行機関、③学識経験者の三者で2名ずつを委員とした機関を設け評価する

(6)類似団体比較方式

人口規模の類似する都市と比較する

人口と産業構造の類似する都市と比較する

(7)議会費固定化方式

議会費を一定の割合とする(絶対額か割合か)

新たな議会費の負担を住民に負担させるかどうか

議会費一定の中で議員定数と議員報酬を関連付ける

〈考察〉

今回のセミナーはオンラインにて受講した。名取市議会の議員報酬は平成8年から一度も見直しをしていない。一方で議員定数は26人から24人、21人と減らしている。現在議員報酬の見直しについては9月定例会において特別委員会を設置する予定であり、今回のセミナー受講は今後の議論にあたり大変参考となる内容であった。

特に参考となったのは、広く市民の意見を聞く手法としてアンケート調査を行うが、質問の仕方について注意が必要であること。単純に報酬月額を示し、どのように思うか、といった聞き方をすれば、「高いと思う」という答えが多くなる。枕崎市議会のように自分が議員を目指すのであれば、どのくらいが必要か、という自分の目線で考えてもらうことが大事である。

また本市議会では欠席や出席停止議員に対する議員報酬、期末手当を減額や支給停止する規定は設けていないが、議論する必要があるのではないか。

今回のセミナーでは、議員報酬の算定手法について7つの考えが示された。どの手法を採用するのか。市民の方へ納得できる説明ができるのか。今後の議論に生かして参りたい。